

## 社会福祉法人 箕面市社会福祉協議会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人箕面市社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 社協の役員等に、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等及び別表1に掲げる委員が、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償額は、一日につき1,000円とする。

3 費用弁償の支払いは、4月から9月までの分を9月末に、10月から翌年3月までの分を3月末に行うものとする。

4 役員等が、会長の指示又は理事会の委任を受け、法人及び事業の運営に関わる業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、社協の職員を兼ねる役員等には支給しない。

5 前項の弁償額は、職員旅費規程に準じて、その実費相当額とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

別表1

委員：評議員選任解任委員、委員会規程に規定する委員会委員、ボランティアセンター運営委員、ふれあいホームサービス運営委員、苦情解決第三者委員、その他会長が指名する者
---

附 則

1 この規程は、平成29年6月8日より施行する。

2 「社会福祉法人箕面市社会福祉協議会費用弁償規程」は廃止する。

3 この規程は、令和元年6月24日より施行する。